

千葉県庁電気自動車用急速充電器利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県が設置する電気自動車用急速充電器（以下「充電器」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 充電器の設置場所は、次のとおりとする。

千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎脇駐車場

(管理者)

第3条 充電器の管理は、千葉県環境生活部温暖化対策推進課（以下「管理者」という。）において行う。

(利用時間)

第4条 充電器の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の間は利用することはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、充電器の利用時間を変更し、若しくは利用を制限し、又は休止することができる。

3 一回の利用時間は、最大30分間とする。

(利用料金)

第5条 充電器の利用に係る料金は、当面の間、無料とする。

(対象車両)

第6条 充電器を利用できる車両は、有効な自動車検査証を備えている電気自動車とする。

(利用停止等)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合、充電器の利用を停止し、若しくは制限し、又は指定された駐車スペース（以下「充電スペース」という。）からの移動を命じることができる。

(1) 充電器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、電気自動車の充電以外の目的で充電器を利用するとき

(2) 利用者が、充電スペースを駐車場として利用するとき

(3) 利用者が、充電完了後も継続して充電スペースに駐車するとき

- (4) 利用者が、営利目的で充電器を利用するとき
- (5) 利用者が、他の利用者の迷惑となる行為をし、若しくは他の車輛（自転車も含む。）の駐車及び通行を妨げ、又は損傷するおそれがあると認められるとき
- (6) 利用者が、充電器の設備を汚損若しくは毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき

2 管理者は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、充電器の利用を休止することができる。この場合においては、充電器周辺の見やすい場所にその旨を掲示するものとする。

(指示)

第8条 管理者は、前条の規定にかかわらず、充電器の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき理由により充電器を汚損若しくは毀損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、県がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第10条 利用者は、充電器を自己の責任のもとで利用するものとし、利用中の自動車の盗難又は損傷、利用者の健康上の被害、充電スペース内の事故による損害、充電器の利用方法と異なる利用によって生じた損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、充電器の利用に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

附則 この要領は、平成27年3月30日から施行する。

この要領は、平成27年4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年4月 1日から施行する。